

令和元年度補正予算・令和3年度補正予算小規模事業者持続化補助金＜一般型＞  
公募要領（第4版） 第3版からの新旧対照表

No	頁	第4版	第3版
1	表紙	第4版:2022年6月17日	第3版:2022年4月11日
1	表紙	2022年6月	2022年4月
2	P1	第9回:2022年9月20日(火) 事業支援計画書(様式4)発行の受付締切:原則2022年9月12日(月)	第8回:2022年6月3日(金) 事業支援計画書(様式4)発行の受付締切:原則2022年5月27日(金) 第9回:2022年9月中旬 事業支援計画書(様式4)発行の受付締切:原則2022年9月上旬
3	P8	<u>(2)賃金引上げ枠に係る申請要件について</u> 補助事業の終了時点において、事業場内最低賃金(※1)が <u>申請時</u> の地域別最低賃金より	<u>(2)賃金引上げ枠に係る申請要件について</u> 補助事業の終了時点において、事業場内最低賃金(※1)が <u>地域別</u> 最低賃金より
4	P8	労働基準法に基づく、直近1か月分の賃金台帳(※1)の写しを提出。  <実績報告書の提出時> 実績報告書提出時点における直近1か月分の、労働基準法に基づく賃金台帳(※1)の写しを提出。 ※1:労働基準法に基づく賃金台帳は、別紙「参考資料」P.7の記載内容を満たしている必要があります。	労働基準法に基づく、直近1か月分の賃金台帳の写しを提出。  <実績報告書の提出時> 実績報告書提出時点における直近1か月分の、労働基準法に基づく賃金台帳の写しを提出。
5	P8	業績が赤字の事業者に対する要件「賃金引上げ枠(赤字)」に取り組む事業者のうち、直近1期または直近1年間の課税所得金額(※1)が <u>ゼロ以下</u> である事業者。	業績が赤字の事業者に対する要件「賃金引上げ枠(赤字)」に取り組む事業者のうち、直近1期または直近1年間の課税所得金額(※1)が <u>ゼロ</u> である事業者。
6	P9	受付印の代用として「受付結果(受信通知)」を印刷	受付印の代用として「メール詳細(受信通知)」を印刷

7	P9	<p><u>(3)卒業枠に係る申請要件について</u></p> <p>直近1か月間における、労働基準法に基づく労働者名簿(常時使用する従業員分のみ)(※1)を提出。</p> <p>&lt;実績報告書の提出時&gt; 実績報告書提出時点における直近1か月間の、労働基準法に基づく労働者名簿(常時使用する従業員分のみ)(※1)を提出。</p> <p>※1:労働基準法に基づく労働者名簿は、別紙「参考資料」P.7の記載事項を満たしている必要があります。</p>	<p><u>(3)卒業枠に係る申請要件について</u></p> <p>直近1か月間における、労働基準法に基づく労働者名簿(常時使用する従業員分のみ)を提出。</p> <p>&lt;実績報告書の提出時&gt; 実績報告書提出時点における直近1か月間の、労働基準法に基づく労働者名簿(常時使用する従業員分のみ)を提出。</p>
8	P10	<p><u>(4)後継者支援枠に係る申請要件について</u></p> <p>※1:詳細は別紙「参考資料」の P.8 を参照ください。</p>	<p><u>(4)後継者支援枠に係る申請要件について</u></p> <p>※1:詳細は別紙「参考資料」の P.7 を参照ください。</p>
9	P10	<p><u>(5)創業枠に係る申請要件について</u></p> <p>※1:認定市区町村が行う特定創業支援等事業による支援を受けた地域以外の地域で創業した場合も対象となります。また、「公募締切時から起算して過去3か年」の期間については別紙「参考資料」P.9をご確認ください。</p>	<p><u>(5)創業枠に係る申請要件について</u></p> <p>※1:認定市区町村が行う特定創業支援等事業による支援を受けた地域以外の地域で創業した場合も対象となります。</p>
10	P11	<p>&lt;法人の場合&gt;</p> <p>現在事項全部証明書または履歴事項全部証明書(原本)を申請書に添付して提出(申請書の提出日から3か月以内の日付のものに限ります)。</p>	<p>&lt;法人の場合&gt;</p> <p>現在事項全部証明書または履歴事項全部証明書(原本)を申請書に添付して提出(申請者の提出日から3か月以内の日付のものに限ります)。</p>
11	P11	<p>電子申告した方は、「受付結果(受信通知)」を印刷</p>	<p>電子申告した方は、「メール詳細(受信通知)」を印刷</p>

12	P13	②広報費 (削除)	②広報費 ・売上高や販売数量等に応じて課金される経費
13	P13	対象となる経費例 ・新聞・雑誌等への商品・サービスの広告	対象となる経費例 ・新聞・雑誌・商品・サービスの広告
14	P14	③ウェブサイト関連費 販路開拓等を行うためのウェブサイトや EC サイト等の構築、更新、改修、運用をするために要する経費	③ウェブサイト関連費 ウェブサイトや EC サイト等の構築、更新、改修をするために要する経費
15	P14	○ウェブサイトを50万円(税抜き)以上の費用で作成・更新する場合、	○ウェブサイトを50万円(税抜き)以上の費用で作成する場合、
16	P14	対象となる経費例 ・システム開発に係る経費(インターネットを活用するシステム、スマートフォン用のアプリケーション、業務システムなど) ・SNSに係る経費	対象となる経費例 ・販路開拓に必要なシステム(インターネットを活用するシステム、スマートフォン用のアプリケーションなど)
17	P14	対象とならない経費例 ・ウェブサイトに関連するコンサルティング、アドバイス費用 ・補助事業期間内に公開に至らなかった動画	対象とならない経費例
18	P16	⑥開発費 対象となる経費例 (削除)	⑥開発費 対象となる経費例 業務システム開発に係る費用
19	P16	対象とならない経費例 ・開発・試作した商品をそのまま販売する場合の開発費用	対象とならない経費例 ・(開発・試作ではなく)実際に販売する商品を生産するための原材料の購入
20	P19	22) <u>商品券・金券の購入、仮想通貨・クーポン・(クレジットカード会社等から付与された)ポイント・金券・商品券(プレミアム付き商品券を含む)での支払い、自社振</u>	22) <u>商品券・金券の購入、仮想通貨・クーポン・(クレジットカード会社等から付与された)ポイント・金券・商品券(プレミアム付き商品券を含む)での支払い、自社振出・他社振出にかか</u>

		出・他社振出にかかわらず小切手・手形での支払い、相殺による決済・支払い	わらず小切手・手形での支払い、相殺による決済
21	P19	28)クラウドファンディングで発生する手数料(返礼品、特典等を含む)	28)クラウドファンディングで発生する手数料
22	P19	31)売上高や販売数量、契約数等に 応じて課金される経費や成功報酬型の費用 32)上記のほか、公的な資金の用途として社会通念上、不適切と認められる経費	31)上記のほか、公的な資金の用途として社会通念上、不適切と認められる経費
23	P21	6. 申請手続 (1)受付開始及び締切 第9回:2022年9月20日(火)[郵送:締切日当日消印有効] (事業支援計画書(様式4)発行の受付締切 原則2022年9月12日(月))	6. 申請手続 (1)受付開始及び締切 第8回:2022年6月3日(金)[郵送:締切日当日消印有効] (事業支援計画書(様式4)発行の受付締切 原則2022年5月27日(金)) 第9回:2022年9月中旬[郵送:締切日当日消印有効] (事業支援計画書(様式4)発行の受付締切 原則2022年9月上旬)
24	P22	(3)電子申請の申請先及び留意事項 商工会地区 ※現在準備中です(準備が完了しましたら、掲載いたします)。  商工会議所地区 ※現在準備中です(準備が完了しましたら、掲載いたします)。	(3)電子申請の申請先及び留意事項 商工会地区 <a href="https://www.jgrants-portal.go.jp/subsidy/a0W2x000006EspeEAC">https://www.jgrants-portal.go.jp/subsidy/a0W2x000006EspeEAC</a>  商工会議所地区 <a href="https://www.jgrants-portal.go.jp/subsidy/a0W2x000006EplyEAC">https://www.jgrants-portal.go.jp/subsidy/a0W2x000006EplyEAC</a>

25	P22	<p>&lt;電子申請システム「J グランツ」の利用環境&gt;</p> <p>J グランツの動作確認済み環境は以下のとおりです。下記のブラウザの最新バージョンをご利用ください。下記以外のブラウザ(InternetExplorer 等)は、申請上のエラー等が生じますので利用しないでください。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・Windows:Chrome、Firefox、Edge(※)</li> <li>・macOS:Chrome、Firefox、Safari</li> <li>・Android:Chrome</li> </ul> <p>※ Microsoft Edge の「InternetExplorer モード」は申請上のエラー等が生じますので利用しないでください。</p>	<p>&lt;電子申請システム「J グランツ」の利用環境&gt;</p> <p>J グランツの動作確認済み環境は以下のとおりです。下記のブラウザの最新バージョンをご利用ください。下記以外のブラウザ(InternetExplorer 等)は、申請上のエラー等が生じますので利用しないでください。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・Windows:chrome、firefox、edge(※)</li> <li>・macOS:chrome、firefox、safari</li> <li>・Android:chrome</li> </ul> <p>※ Microsoft edge の「InternetExplorer モード」は申請上のエラー等が生じますので利用しないでください。</p>
26	p22	<p><u>(5)提出資料</u></p> <p>※マイナンバー(12桁の個人番号)の提供は不要のため、提出書類に記載されている場合は、番号が見えないよう黒塗りしてください。</p>	
27	p23	<p><u>(3)その他留意事項</u></p> <p>○過去3年間に実施した、全国対象の「小規模事業者持続化補助金」の公募で採択を受け、補助事業を実施した事業者は、これまでに実施した補助事業と異なる事業であることを、「経営計画書」(様式2)の所定の欄に記載してください。</p> <p>※過去の補助事業者が、今回、共同申請に参画する場合も同様です。</p> <p>※過去に実施した補助事業と同じ</p>	

		<p>事業であると見受けられる場合には、不採択となります(採択後に判明した場合も、遡って採択を取り消します)。</p>	
28	P25	<p>Ⅲ. 政策加点 以下の①～⑨について政策的観点から加点審査を行います。</p>	<p>Ⅲ. 政策加点審査 以下の①～⑦について政策的観点から加点審査を行います</p>
29	P27	<p><b>⑧災害加点</b> 令和4年3月16日に発生した福島県沖を震源とする地震により災害救助法の適用を受け、局地的に多数の建物が崩壊するなど、再建が極めて困難な状況にある地域(宮城県、福島県(全94市町村))に所在する事業者に対して、採択審査時に政策的観点から加点(=災害加点)を行います。</p> <p>&lt;必要な手続&gt; ✓ 「経営計画書」(様式2)の「政策加点の付与を希望する」「災害加点」欄にチェック。</p> <p>各市町村が発行する「罹災証明書」もしくは「被災届出証明書」等の被害を証明する公的書類の写しを申請書に添付して提出。</p>	
30	P27	<p><b>⑨事業環境変化加点</b> ウクライナ情勢や原油価格、LP ガス価格等の高騰による影響を受けている事業者に対して、採択審査時に政策的観点から加点(=事業環境変化加点)を行います。</p>	

		<p>&lt;必要な手続&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 「経営計画書」(様式2)の「政策加点の付与を希望する」「事業環境変化加点」欄にチェック。</li> <li>✓ 「経営計画書」(様式2)に物価高騰等の影響を受けている内容を記載。</li> </ul>	
31	P 27	<p>8.補助事業実施期間等 第9回受付締切分 交付決定日から2023年5月31日 (水)まで (補助事業実績報告書提出期限) 2023年6月10日(土)</p>	<p>8.補助事業実施期間等 第9回受付締切分 第9回申請受付締切日が確定しましたら掲載します</p>